

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月18日

一宮市長殿



提出者

住 所 名古屋市中区丸の内一丁目16番15号

氏 名 清水建設株式会社名古屋支店

常務執行役員支店長 [REDACTED]

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-201-7611 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社名古屋支店（一宮市内の現場）
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号（一宮市内）
計画期間	令和7年 4月 1日～令和8年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

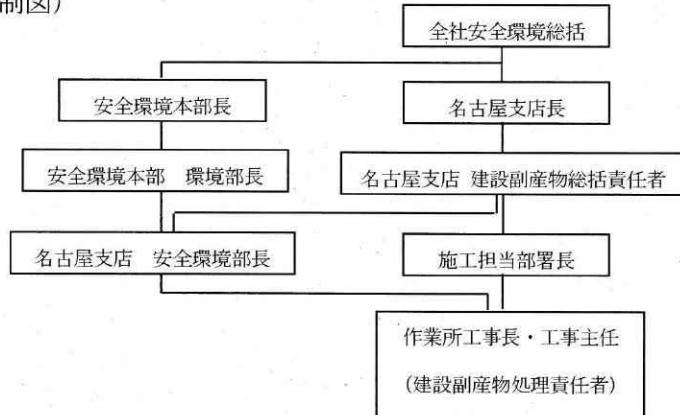
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	建設事業売上高：1,501,500百万円（全社）
③従業員数	11,163名（全社）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>ビル建設工事 建築物解体：がれき類→再生処理業者に委託して再生碎石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 混合廃棄物→中間処理業者に委託して選別後、再資源化又は埋立処分 基礎工事(杭)：建設汚泥→中間処理業者の委託して脱水後、建設資材として再資源化 建設工事：がれき類→再生処理業者に委託して再生碎石として再資源化</p> <p>廃プラスチック類→中間処理業者に委託して選別後、RPF燃料として再資源化 ガラスくず他→中間処理業者に委託して選別後、埋立処分 廃石こうぼーと/orは広域認定施設で再生処理</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排 出 量	t t
(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排 出 量	t t
(今後実施する予定の取組)		

・設計および施工の段階で、工法の検討により廃棄物発生の抑制を図る。(工場制作部材への切換え、ユニット化 等)

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、廃プラスチック類、金属くず、木くず、廃石膏ボード、ダンボール等、工事現場の状況に応じ数品目に分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。上記を継続して実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・廃石膏ボード等は可能な限り広域再生利用処理業者へ搬入する。 ・がれき類、木くず等は、再資源化施設への搬入を推進する。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・再利用に配慮した施工計画を検討し、廃棄物発生の抑制・減量化を図る。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
② 計画	(これまでに実施した取組) ・特に取組事項はなし。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) ・特に取組予定はなし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・可能な限り再資源化施設や再生利用業者へ処理を委託し、最終処分量の低減を図る。 ・信頼度の高い中間処理施設への搬入を推進している。 ・工事担当者に対し、社内教育・研修により適正処理に関する基礎教育を実施している。 ・委託先処理業者の定期的な実地確認を実施している。			

(第5面)

【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
②計画	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より細かな分別を進めることにより、より一層の再資源化を図る。 ・マニフェストの電子化をさらに推進する。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

1/2

事項	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず
前年度(令和6年度)実績							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
排出量	814 t	108 t	39 t	31 t	13 t	24 t	
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
全処理委託量	814 t	108 t	39 t	31 t	13 t	24 t	
優良認定処理業者への処理委託量	184 t	105 t	39 t	31 t	13 t	24 t	
再生利用業者への処理委託量	694 t	57 t	0 t	31 t	13 t	24 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
目標							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
排出量	500 t	50 t	40 t	5 t	10 t	30 t	
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
全処理委託量	500 t	50 t	40 t	5 t	10 t	30 t	
優良認定処理業者への処理委託量	100 t	25 t	40 t	5 t	10 t	30 t	
再生利用業者への処理委託量	450 t	40 t	0 t	5 t	10 t	30 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

事 項		産業廃棄物の種類	建設汚泥	混合廃棄物				合計
前年度（令和6年度）実績								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
排出量		2 t	83 t	t	t	t	1,114 t	
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
全処理委託量		2 t	83 t	t	t	t	1,114 t	
優良認定処理業者への処理委託量		0 t	69 t	t	t	t	465 t	
再生利用業者への処理委託量		2 t	0 t	t	t	t	821 t	
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
目標								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
排出量		5 t	300 t	t	t	t	940 t	
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
全処理委託量		5 t	300 t	t	t	t	940 t	
優良認定処理業者への処理委託量		0 t	200 t	t	t	t	410 t	
再生利用業者への処理委託量		5 t	0 t	t	t	t	540 t	
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t	t	t	t	0 t	